

## 一般社団法人日本てんかん学会 専門委員会規則

(目的)

### 第1条

この規則は、一般社団法人日本てんかん学会（以下、「本会」という。）の定款第33条に定める委員会の業務、構成及び運営に関し必要な事項を定める。

(名称及び職務)

### 第2条

本会の専門委員会の名称及び職務は、別表に掲げるとおりとする。

(構成)

### 第3条

- 1 専門委員会は、委員、委員長で組織（細則で特に定めない限り20名以内）し、必要に応じて副委員長を置くことができる。
- 2 委員長は、代表理事が理事の中から委嘱し、委員会を統括する。
- 3 委員は、委員長が評議員の中から推薦し、理事長が委嘱する。ただし、委員長が、必要があると判断した場合には、評議員でない会員を推薦することができる。
- 4 副委員長は、委員長が委員の中から推薦し、理事長が委嘱する。副委員長は委員長を補佐するとともに、委員長に事故あるときは委員長の業務を代行する。
- 5 委員は原則として3つの委員会を越えて複数担当することはできない。

(運営)

### 第4条

- 1 専門委員会の議事は、委員（委員長を含む）の過半数が出席（委任状による出席を含む）のうえ、出席者の過半数をもって決する。
- 2 前項の規定にかかわらず、委員長は必要に応じて、書面または電子媒体等を用いた議決を行うことができる。この場合、構成員の過半数をもって決するものとする。

(委員の任期)

### 第5条

- 1 原則的に委員長及び委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないが通算4期までとする。
- 2 委員の年齢は原則として65歳以下とする。

(アドバイザー)

## 第6条

- 1 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者をアドバイザーとして会議に出席させ意見を述べさせることができる。
- 2 アドバイザーは必ずしも会員である必要はない。
- 3 アドバイザーは年齢制限を設けないものとする。

(外部委員)

## 第7条

専門委員会は、必要があるときは、理事会の議決を経て、外部委員を委嘱することができる。

(小委員会)

## 第8条

- 1 専門委員会は必要に応じ理事会の承認を経て、小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会には委員長の推薦にて小委員会委員長を置き、小委員会の業務を総括する。
- 3 小委員会委員長は必要に応じて副委員長を置くことができる。
- 4 小委員会の任期は2年とし、再任を妨げない。

(ワーキンググループ)

## 第9条

- 1 専門委員会および理事長は、特定の計画の推進のために理事会の承認を経て、アドホック・ワーキンググループ(WG)を設けることができる。
- 2 WGには委員長および理事長の推薦によりWG長を置き、その業務を総括する。
- 3 WGの担当理事は、専門委員会委員長(担当理事)および理事長がこれを兼ねる。
- 4 設置目的が完了したとき、理事会の承認を経て解散する。

(報告)

## 第10条

専門委員会は委員長(担当理事)を通じて、委員会の審議内容及び活動状況を理事会、社員総会に報告する。

(議事録)

## 第11条

- 1 専門委員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 出席者

2 議事録は、日本てんかん学会事務局が書面または電子媒体等で保管する。

(委任)

第12条

専門委員会に関し定款及びこの規則に定めのない事項は、委員長（担当理事）が理事会の承認を経て、委員会細則として定めることができる。

(規則の変更)

第13条

この規則の変更は、理事会の決議により行う。

2021年8月29日 制定

2022年9月21日 改定

**(別表) 専門委員会の名称及び職務**

長期計画委員会	英文ジャーナル委員会
国際担当委員会	ガイドライン作成委員会
医療費問題検討委員会	利益相反委員会
社会問題検討委員会	定款改定委員会
薬事委員会	選挙委員会 選挙管理委員会を含む
てんかん専門医委員会	倫理委員会
てんかん専門医試験委員会	基礎研究推進委員会
てんかん学教育委員会	男女共同参画委員会
分類・用語委員会	VNS・SEEG 資格認定委員会
資格審査・広報委員会	てんかん専門医療施設検討委員会
「てんかん研究」編集委員会	移行期医療検討委員会